議案第３号　資料

令和９年度からの介護用品支給事業について

御意見をいただきたい事項

「介護用品支給事業」について、地域支援事業から保健福祉事業へ移行することについて

経緯

介護用品支給事業は、これまで介護保険特別会計の地域支援事業として実施され、その経費に対して国・県から補助金が交付されてきました。しかしながら、制度見直しにより、令和９年度以降は地域支援事業の補助対象から外れることになります。

介護用品支給事業では支給している紙おむつ・紙パンツ・尿取りパッドは、高齢者が衛生的で快適な日常生活を確保するためには欠かせないものであるため、令和９年度以降は**介護用品支給事業を保健福祉事業に移行**し、事業を継続する方向で検討するものです。

地域支援事業と保健福祉事業の違い

	地域支援事業	保健福祉事業
制度概要	地域の実情に応じた必要な支援を目的として、市町村が国が定める地域支援事業の中で実施する	市が、被保険者及び介護者に対し必要と判断する
財源	地域支援事業交付金：77% 国：38.5% 県：19.25% 市：19.25% 第１号保険料：23%	第１号保険料：100%
要件	要介護３以上 所得制限の設定	市の判断により設定

議案第３号　資料

制度の見直し

第１号保険料を財源とする「保健福祉事業」で実施するにあたり、対象者要件等を一部変更します。

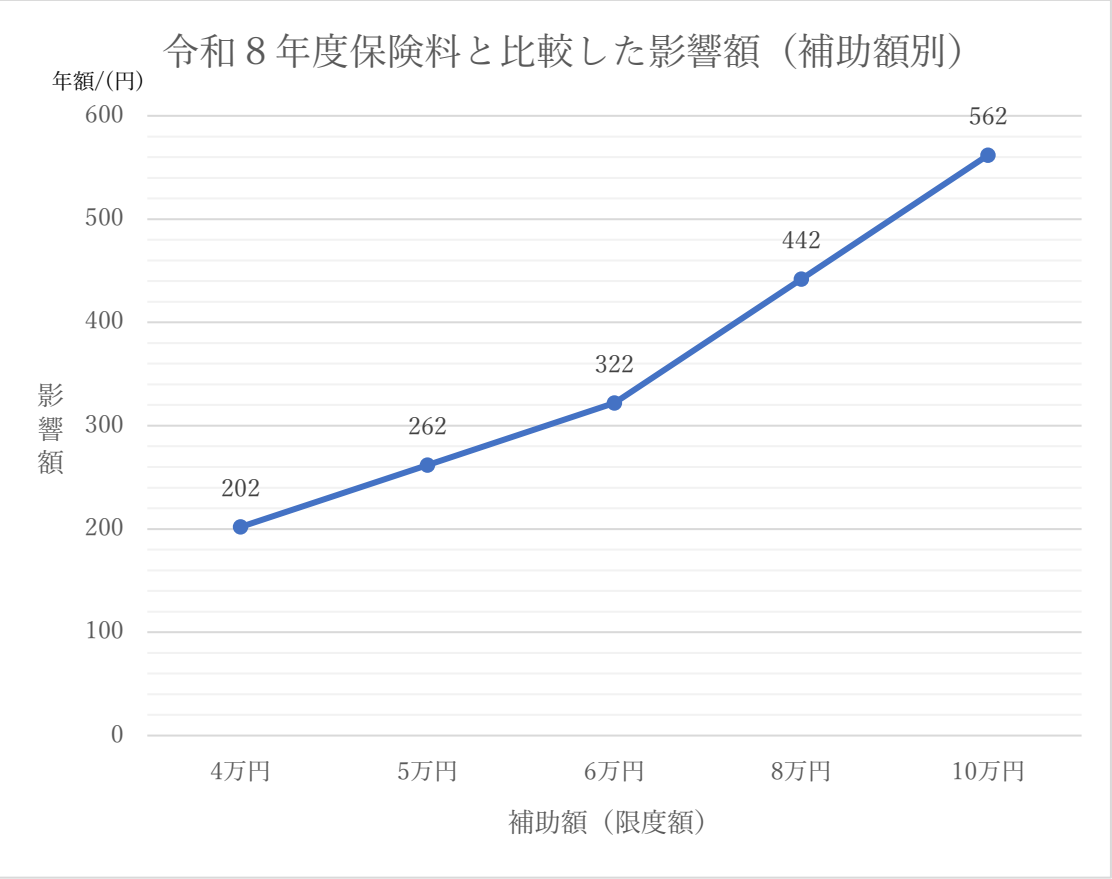
	令和８年度まで	変更案
対象者	次の全てに該当する者 ①要介護４・５と認定されている ②前年度市町村民税非課税世帯に属している ③在宅の高齢者またはその介護者	次の全てに該当する者 ①要介護４・５と認定されている ②　―課税要件なし― ③在宅の高齢者またはその介護者 【変更内容】 対象者の拡大：課税要件を撤廃し、前年度課税世帯に属するものを対象に追加
給付内容	紙おむつ・尿とりパッド・紙パンツを現物支給	紙おむつ・尿とりパッド・紙パンツを現物支給 【変更内容】 変更なし
給付額	年間１０万円を限度 （１回当たり２５，０００円を限度） ※給付回数は年４回です。	年間４万円を限度 （１回当たり１０，０００円を限度） ※給付回数は年４回です。 【変更内容】 年間および１回当たりの給付限度額の引き下げ

議案第３号　資料

保険料への影響について

「保健福祉事業」として事業を継続する場合は、事業費が第１号保険料に反映されます。令和８年度保険料と比較した、補助額別の影響額は下表のとおりです。

●上記変更案での令和８年度保険料と比較した影響額は
<u>年額２０２円（月額１７円）程度</u>



※ 対象者や給付額については、事業費が第１号保険料に影響することから、保険料の算定に合わせて今後も検討を行います。